

善監委告示第5号

令和3年10月29日付け善監委第34号で提出した令和3年度定期監査（前期分）の結果に関する報告に対し，市長から措置を講じた旨の通知があったので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき公表します。

令和3年12月20日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 金崎大和

令和 3 年度定期監査（前期分）

監査指摘事項の取組について

個別指摘事項

【環境課指摘事項】

可燃ごみ収集運搬について

可燃ごみ収集においては、市民の要望に応じて多数の集積場を設けて実施され、ごみ出しに便宜が図られている。その実務は、公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会の派遣社員で行われているところであるが、近年、自損事故を含めた事故が多発している。

今後、事故を防ぐことも考慮し、その事業運営を検討されたい。

【検討結果】

シルバー人材センターからの派遣会員については、これまでも安全運転に対しての指導や運転技術向上のための訓練等を行ってきたが、残念ながらご指摘のとおり事故が頻発している。このような状況を鑑み、可燃ごみの収集運搬業務については、令和 4 年度から専門業者等へ業務を委託するよう調整を行っている。

【教育総務課指摘事項】

① スタディアフタースクール事業の推進について

本市は、幼稚園児から小学児童までの預かり希望の就労保護者等に対して、月曜日～金曜日の午後 2 時 30 分～午後 6 時 30 分及び土曜日の午前 7 時 20 分～午後 6 時 30 分を、幼稚園及び小学校の教室を利用した園児保育・学童保育（スタディアフタースクール）を実施している。このうち園児保育については、県内他市では実施しておらず、仕事に従事している保護者等に大いに喜ばれている。

また、本事業に従事するスタッフは、他市よりも多人数を要しているが、不足気味である。その就労時間は、始まりは小学校の研究会等により早くなることがあり、終わりは保護者の迎えの時間が厳守されないために遅くなる等の不規則な形態となっている。更に、時間給は近隣の市町の学童保育に比べ低額となっている。このような職場環境のため、若いスタッフの採用が難しい事態が続いている。

このことから、更に充実したスタディアフタースクール事業を推進していくためには、スタッフのモチベーションのアップの観点からも待遇の改善等を検討されたい。

② 市教育委員会会議の議事録公表について

地方教育行政の組織と運営の法律第 14 条（会議）9 項は、「教育委員会規則の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。」となっている。ところが、本市の公開している議事録について平成 30 年度以降の公表が見られない。法律並びに市教育委員会規則に則り、公表するように検討されたい。

③ 学校生活支援員の配置について

令和元年度に学校生活支援員の増加に伴い、要綱等の整備について指摘をしたところ、要綱の制定について検討する旨の回答であった。

今回の監査で確認したところ、要綱の作成には至っていないとのことである。しかし、今年は 2 年前に比べて児童数が減少するなかで、発達障害児に対応する学校生活支援員の人数が増えている。発達障害児の支援については、本市は、他市に先駆けて学校生活支援員に対する取り組みが進んでいる。一方、このような取り組みには、当然、人件費を要するものであり、市民の理解を得ることは肝要なことである。このような観点から、要綱等の作成は必須と考えられるので検討されたい。

④ 学校給食費の未納について

学校給食費の長期にわたる滞納分については、徴収の見込みが困難である。このため、関係各課と協議し、未納額縮減に向け対策を講じられたい。なお、各家庭に交付される交付金等との相殺も視野に入れる等の一層の工夫に努力されたい。

【検討結果】

① スタディアフタースクール事業の推進について

スタディアフタースクールに従事する指導者の待遇については、近隣市町の状況なども参考にするなどして、その改善について秘書課と協議を行いたい。

② 市教育委員会会議の議事録公表について

市教育委員会の議事録については、これまで市のホームページ上での公表はできていなかったが、令和 3 年度からは、市のホームページにおいて公表するようにした。

③ 学校生活支援員の配置について

年内に、生活支援員設置要綱を制定するように進めている。

④ 学校給食費の未納について

学校給食費の滞納については、一定期間納付が無い方には督促状を、さらには催告状の送付を行うなどして納付を促しているが、それでも納付に至らない場合は、市債権管理課に移管し法務処理を行うなどしている。また、場合によっては、児童手当から差し引くことも実施している。

【生涯学習課指摘事項】

① 市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則について

本規則は、学校施設の開放に関し利用者の指導等を行うため、「指導員を置く」と規定されている。本市では、現在、この指導員が関わる業務が無いために設置していない。

一方、本規則を設置している近隣の市では、開放学校の施設利用に当たっては指導員が行っているところがある。また、別の近隣市は、本規則の代わりに市立学校体育施設開放実施要綱に変え、校長及びスポーツ推進委員等からなる運営委員会を設けて行っている。本市において、開放学校の規則を実施しないのであれば、本規則の廃止を検討するか、近隣の市のように要綱として開放学校への取組みをするか検討されたい。

② 業務と職員の配置について

指定管理者の増加及び公民館等のコミュニティ化に伴う業務の変容に伴い、市民との窓口業務の統率及び管理が一層、求められている。ところが、近隣の市では2課にわたる業務を本市では1課で処理を行っている。合理化を進めているが、近年は指定管理制度の導入等で業務内容が増加している。これらの業務に齟齬が生じないように人事当局と協議を行い適正な職員の配置を検討されたい。

【検討結果】

① 市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則について

学校施設を利用したの団体活動は、平日、土日を問わずほぼ毎日実施されているが、現状、利用団体において適切に管理されているため、指導員を配置する予定はない。このため、「善通寺市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」の改正を検討したい。

② 業務と職員の配置について

生涯学習課の業務は多岐にわたっており、関連する団体や所管する施設、生涯学習に係る行事も多い。所管する施設の老朽化による修繕・改修の増大、新たに指定管理となった図書館の所管課としての業務、24年ぶりに香川県でも開催される全国高等学校総合体育大会に係る業務、郷土館リニューアルによる企画展等の開催など、これまでの業務に加え、新たな業務が加わっているが、職員数は以前と比較し減員となっている。

近隣他市の状況と比較しても、当市の職員数は少なく、文化振興、施設管理、人権教育などは複数名の担当が必要であると考えており、特に文化振興については専門知識を持った職員が望まれるため、増員配置については秘書課と協議を行いたい。